

酸素欠乏症等の防止 -技能講習テキスト- (No.216320)

〈第5版2刷 令和6年11月5日〉

正 誤 表

テキストに掲載している関係法令の条文について、発刊後に施行された改正条文を掲載しますので、ご参照ください。

令和7年6月24日

頁	誤	正
183	(事業者等の責務) 法第3条 (略) 2 省略 3 建設工事の<u>注文者等</u>仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を<u>そこなう</u>おそれのある条件を<u>附さない</u>ように配慮しなければならない。	法第3条 (略) 2 省略 3 建設工事の<u>注文者</u>その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、<u>作業方法</u>、<u>工期</u>、<u>納期</u>等について、安全で衛生的な作業の遂行を<u>損なう</u>おそれのある条件を<u>付さない</u>ように配慮しなければならない。
196	(人員の確認) 則第24条の6 事業者は、第24条の3第2項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時までに、<u>ずい道等</u>（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下同じ。）の内部又は高圧室内（潜函工法その他の圧気工法による作業を行うための大気圧を超える気圧下の作業室又は<u>シャフト</u>の内部をいう。）において<u>作業を行う労働者</u>の人数及び氏名を常時確認することができる措置を講じなければならない。	則第24条の6 事業者は、第24条の3第2項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時までに、<u>ずい道等</u>（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下同じ。）の内部又は高圧室内（潜函工法その他の圧気工法による作業を行うための大気圧を超える気圧下の作業室又は<u>シャフト</u>の内部をいう。）において<u>作業に従事する者</u>の人数及び氏名を常時確認することができる措置を講じなければならない。
197	(昇降するための設備の設置等) 則第526条 (略) 2 前項の作業に従事する<u>労働者</u>は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。	則第526条 (略) 2 前項の作業に従事する<u>者</u>は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。
198	(立入禁止) 則第530条 事業者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に<u>関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない</u>。	則第530条 事業者は、墜落により危険を及ぼすおそれのある箇所に<u>関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない</u>。